

法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可基準

岩手県県土整備部

平成 11 年 5 月 6 日

改正 平成 27 年 12 月 10 日

改正 平成 30 年 12 月 20 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

改正 令和 6 年 3 月 8 日

第 1 趣 旨

この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可を行うにあたり、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）第 10 条の 3 第 4 項で定める基準に準拠し、許可事務を迅速に行うため必要な事項を定めるものとする。

第 2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 法第 42 条第 1 項各号又は第 2 項に規定する道路をいう。
- (2) 道 省令第 10 条の 3 第 4 項第 2 号に規定する道をいう。
- (3) 通路 省令第 10 条の 3 第 4 項第 3 号に規定する通路をいう。
- (4) 公共空地 市町村等が管理する土地で、道路又は通路と一体的に構成され、かつ永続的に公共の用に供される空地をいう。

第 3 許可基準

敷地等の条件が、次の各号のいずれかに該当すること。なお、建築基準法施行条例（平成 12 年岩手県条例第 37 号）の規定により、その敷地が接している道路の幅員及び道路に接する部分の長さについて制限が付加されている場合は、その数値による。

- (1) その敷地が安定的、日常的に利用可能な公園、緑地及び広場等広い公共空地（市町村等の承諾が得られたものに限る。）に 2 m 以上接していること。
- (2) その敷地が公共の用に供する次の①から④までのいずれかに該当する道（管理者の承諾が得られたものに限る。）で、道路と同等の機能を有し通行上支障がないものに 2 m 以上接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。
 - ① 農道整備事業による道
 - ② 土地改良事業による道
 - ③ 河川又は海岸の管理用の道
 - ④ その他これらに類する道
- (3) 敷地と道路との間に、次の①から③までのいずれかに該当するものが存在する場合で、その敷地が避難及び通行上支障がない、幅員 2 m 以上の通路であって道路に有効に通ずるものに接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路

と同様の規定を適用し適合すること。

- ① 管理者の占有許可、承諾又は同意が得られた水路、河川、運河
 - ② 都市計画事業等により、道路に供するため事業者が取得した土地
 - ③ 地方公共団体が管理する認定外道路等
- (4) 道路に有効に接続する幅員 3 m 以上の通路が確保され、その通路に 2 m 以上接する敷地で、次の①から④までに該当すること。
- ① 通路の中心線から水平距離 2 m（当該通路がその中心線からの水平距離 2 m 未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離 4 m）の線を敷地の境界線とし、敷地の通路となる部分が道路状空地（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意が得られたものに限る。）又は市町村が管理する公共空地（市町村の承諾が得られたものに限る。）として整備されること。
 - ② 建築物の用途が住宅又は併用住宅であること。
 - ③ 建蔽率、容積率、道路斜線制限等について、法第 42 条第 2 項に規定する道路と同様の規定を適用し適合すること。
 - ④ 工事種別は、増築、改築又は移転に限る。
- (5) 道路に有効に接続する幅員 3 m 未満 1.8m 以上の通路が確保され、その通路に 2 m 以上接する敷地で、次の①及び②に該当すること。
- ① 前号の規定に適合すること。
 - ② 道路に有効に接続する通路部分が、幅員 4 m 以上に拡幅されることが確実であること。（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意又は市町村の承諾が得られたものに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらのものと同様の状況にあると認められること。

第 4 承諾書等

土地管理者等の承諾等は書面により確認するものとする。